

## 報告第1号

西海市多目的船舶の事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分の報告について

西海市崎戸町江島で発生した船舶物損事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年1月22日

西海市長 杉澤 泰彦

## 専決処分第 1 号

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 月 9 日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

西海市多目的船舶の事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて

西海市崎戸町江島で発生した西海市多目的船舶の事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

1 相手方住所

氏名

2 損害賠償額 金 190,000 円

3 事故の発生概要 発生日時 令和 5 年 10 月 11 日午前 9 時 20 分頃  
発生場所 西海市崎戸町江島

4 事故の状況 市多目的船舶が江島港に入港した際に、減速が十分ではなかったため適正な操舵ができなかったこと、及び接岸する左舷側のペンドルが全て降ろされたことを確認せずに接岸したことにより、停泊していた相手方船舶に接触し破損さ

せたもの

施設損壊事故等発生概要書

相手方	氏名			
	住所			
事故日時	令和5年10月11日 午前9時20分頃			
施設名等	西海市多目的船舶	事故原因	減速が十分ではなかったため適正な操舵ができなかったことと、接岸する左舷側のペンドルが全て降ろされたことを確認せずに接岸を試みたため	
事故場所	西海市崎戸町江島			
事故届出	無・ <input checked="" type="checkbox"/> (佐世保海事事務所)	事故区分	<input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> 対物 <input type="checkbox"/> 対人	
事故概要	西海市多目的船舶が江島港に入港し、浮棧橋に接岸しようとした際、減速が十分ではなかったため適正な操舵ができず、左舷中腹部が浮棧橋に接触し、その反動で船尾部分が大きく振れ、左舷後方部分が停泊していた相手方船舶の船尾左側部分に接触した。また、ペンドルがすべて降ろされたことを確認せず接岸を試みたため、破損させたもの			
事故状況略図	<p>(事故発生状況図)</p>			
損害見積額	190,000 円	損害賠償の方法	①. 損害賠償保険 (加入保険会社名： 三井住友海上火災保険㈱) 2. その他 ( )	